

日本 EU 学会ニューズレター No. 1 1

2 0 0 3 年 8 月 1 日

*** EUSA-JAPAN Newsletter No.11 / 2003 *****

〒 2 4 0 - 8 5 0 1 横浜市保土ヶ谷区常盤台 7 9 の 4 横浜国立大学大学院

国際社会科学研究所 (国際経済法学系) 庄司克宏研究室内

日本 EU 学会事務局

Tel&Fax : 0 4 5 - 3 3 9 - 3 6 4 1

E-mail : eushoji@mb.infoweb.ne.jp

ホームページ : <http://www2.odn.ne.jp/eusa-japan>

*** European Studies Association-Japan Newsletter No.11 / 2003 ***

《本誌掲載記事等の無断転載を禁じる》

***** 日本 EU 学会ニューズレター No.11 : 目 次 *****

- 1 . 荒川 弘 先生の思い出 大隈 宏
- 2 . EU法と法科大学院 須網 隆夫
- 3 . 在外研究からの帰国報告 井村 由紀
- 4 . 新入会員の紹介
- 5 . 2 0 0 3 年度研究大会 (暫定) プログラム
- 6 . お知らせ 原稿募集

1 . 荒川 弘 先生の思い出

大隈 宏 理事 (成城大学法学部教授)

本年 2 月、ちょうど入試業務の最中、荒川先生の訃報に接しました。一瞬、「ウソでしょう」というのが偽らざる気持ちでした。と同時に、いつも歯切れのいい口調で、ニコニコしながら「大隈さん元気・・・」と声をかけてくださった、万年青年の雰囲気漂わせる先生のすこし浅黒い顔が浮かんできました。

そもそも私が荒川先生と、はじめてきちんとお会いしたのは 1980 年 4 月、先生が産経新聞社を経て、成城大学経済学部教授として赴任なさった時のことでした。大学の先輩

で、新聞社の元おえらいさん、しかも同じ学会　ということで私はすこし身構えました。
「これは、スーツでも着て仁義を切らねば・・・」と。

ところが入学式の当日、荒川先生が、それこそひょっこり「荒川で一す」という感じで私の研究室を訪ねてきてくださいました。それ以来、1996年3月、70歳の定年で成城大学を退職なさるまで、私が荒川先生とそれこそフランクに親しくお付き合いさせていただいたことはいうまでもありません。

ところで荒川先生とのながいお付き合いのなかで特に印象に残っていることが二つあります。第一は、先生は原稿の締め切り等、約束は必ずお守りになったこと。とりわけ文章に関しては、簡潔かつすばらしい達筆であったことを今でもはっきりと覚えています。

第二は、成城大学で荒川先生がホストを務められて EC 学会研究大会を開催したときのことです。それはすばらしい運営で、大成功のうちに終わりました。先生のゼミ生を中心とする経済学部の学生が二日間にわたり一生懸命頑張ってくれました(ちなみに私は、ウロウロしていました)。それはまさに、なんでもみずから率先して行う、荒川先生の優しさ、気配りの賜物でした。

ここまで書いてきて、ふと、「大隈君、無理しなくてもいいのですよ」と天の声が聞こえてくるような気がしました。お亡くなりになった後でお嬢様からお聞きしたのですが、「くれぐれも形式的なことをして、皆様にご迷惑をおかけすることのないように」との厳命が先生から下されていたとのこと。「さすが先生！かっこいい！」心から、荒川先生のご冥福をお祈りする次第です。

2 . E U法と法科大学院

須網 隆夫 理事 (早稲田大学法学部教授)

去る2003年6月30日に、今年度における法科大学院の認可申請は締め切られ、翌7月1日の新聞各紙は、国公立・私立合わせて72大学が文科省に設置認可を申請し、各大学院の定員合計は5950人に達すると大きく報じた。2004年4月に開校が予定されている法科大学院は、弁護士・裁判官・検察官という実務法曹の養成を目的とする3年制の専門職大学院である。法科大学院は、今後の法曹養成制度の中核を担う教育機関であり、同大学院を卒業した学生は、2006年度から実施される新しい司法試験の受験資格

を与えられることになる。法科大学院の開設が、これまでの法学教育のあり方に根本的な見直しを迫っていることは明らかである。これまでの法学部は、建前としては法曹養成を目的としながらも、実際には、法曹を志望する学生は全体の一部でしかなく（例えば、司法試験合格者数では、全国2位を誇る我が早稲田大学法学部においても、一学年1300人のうち合格者は6分の1に満たない200人弱に過ぎない）そのため法曹養成を明確に意識した教育がなされているとは言い難い。したがって、過去一・二年間、各大学の法学部は、法科大学院の開設準備と、それに伴う既存の大学院・学部再編のための業務に忙殺されてきたのである。

それでは、新しい法科大学院における教育の中で、EU法は、どのように位置付けられるのであろうか。法科大学院が日本の司法試験を前提にする以上、日本法が教育内容の中核を占めることは当然である。各大学のカリキュラムとも、憲法・民法・刑法を始めとする六法科目を必修科目と位置付けている。しかし、21世紀の法曹は、それらの科目だけ、また日本法だけを修得すれば事足りるというわけではない。これまでの日本の法曹に対する批判の少なからぬ部分は、司法試験が合格率3%というように極端に難関であるために、法曹志望の学生が、司法試験科目以外の科目の勉強に取り組む余裕がなく、勉強を司法試験科目のそれも解釈論に集中させざるを得ず、そのため、基本的な解釈技術は優秀かもしれないが、広い学識・視野を持たず、総合的な能力また先端分野の専門的能力（知的財産分野に象徴される）に不安がある点に向けられている。このような欠陥は、志望者の主力が法学部卒業生であるために、多くの法曹が、法学以外の他の学問的背景を持たないことによって、より深刻となる。そして、法科大学院制度の導入は、これらの問題点を克服することを意図しているのである。すなわち第一に、法曹が、法学以外の学問的背景を持たない点は、法学部以外の他学部卒業生を多数、法科大学院に受け入れることによって、構造的に解決される。そして第二に、新司法試験の合格率が、現在より飛躍的に高くなることから（当初は、78割と予想された。しかし、6000人弱の定員で、3000人の合格者であれば、合格率は5割となるが、それでも現在の合格率と比べれば著しく高い）学生は、法科大学院において、新司法試験科目だけでなく、他の科目にも興味を持ち、法曹資格取得後に専門化するための基礎を積極的に準備することになるだろう。

このような全体的状況の中で、「EU法」は、少なからぬ法科大学院において、主として3年次に配当される選択科目として位置付けられていると思われる。日本の法学は、伝統的に欧米先進国の法制度を輸入することによって発展してきた側面があるが、ドイツ・フ

ランス・イギリスなど日本法に影響を与えてきた各国法が、いずれも「EU法優位の原則」の下に規律されている以上、EU法を無視して、それら各国法を研究することは危険である。法曹には、既存の実務を継承するだけでなく、それを批判的に検討して、新たな実務を発展させることが求められる以上、外国法としてのEU法は、法科大学院カリキュラムをより魅力的なものとするであろう。他方、EU法の内容は、WTO法など国際経済法とも密接な関連を有している。地域経済統合の先例として、また「自由貿易」と環境など「非貿易的関心事項」という対立する利益を調和させる実験例として、EU法は、多くのアイデアを与えてくれる。特に、今後の法曹は、国内外の法律事務所だけではなく、国際機関・官公庁などに働く機会を求めることになる。そのような法曹にとって、EU法は、直接役立つであろう。

例として、早稲田大学法科大学院のカリキュラムを紹介すると、EU法関連科目は、3科目準備されている。第一は、「EU法」であり、EU法の基礎理論に重点を置き、EU法の総論的な内容を講義することになる。直接効果を始めとする欧州司法裁判所による判例理論は、EU加盟国の法曹にとっては不可欠の知識であり、日本の法曹志望者の興味も引くだろう。第二は、「EU競争法・通商法」である。EU域内で活動する日本企業の中には、競争法違反の責任を追及され、高額の課徴金の支払いを命じられるものもある。国際的な企業法務に関心を持つ学生には、見逃せない科目となるだろう。第三は、「EU環境法」である。EUにおける環境政策の位置付け、環境行動計画、様々な環境立法と判例を対象とするこの科目は、環境法に関心を持つ学生の視野を広げることに役立つだろう。

日本の法学界全体を見る限り、EU法に対する関心は高いとは言えず、EU法を専攻する研究者はなお少ない。しかし、法科大学院の開校とほぼ同時に達成される「EU拡大」は、EU法の地理的適用範囲の拡大を意味しており、また「憲法条約」の採択に向けた最近の議論は、「憲法」とは何か、「民主主義」とは何かという、法学にとって極めて原理的な問題を提起している。このような問題提起は、EUの領域内に止まらない、普遍的な意義を持っている。そうであるからこそ、最近、憲法研究者の間でもEU法への関心が高まっているように思われるのである。個人的には、このようなEU法の意義を、具体的な形で、法曹志望者に伝えることに留意して、法科大学院におけるEU法教育に取り組んでいきたいと思っている。

3 . 在外研究からの帰国報告

井村 由紀

氏名： 井村 由紀（いむら ゆき）

在外勤務先：在ストラスブール日本国総領事館（専門調査員）

在外勤務期間：2000年1月～2002年12月

2000年1月からの3年間、欧州審議会（外務省では欧州評議会）の政務担当官として、その活動内容の調査を行いました。この間、欧州審議会とEUとの関係を様々な角度から観察し、また様々な資料を入手することができました。

特に私の任期中の3年間は、直前の1999年のケルン欧州理事会でEU基本権憲章の制定が提案されたことを受けて、その策定から成立の時期にあたっていたことから、欧州審議会の側でも基本権憲章と欧州人権条約の関係、さらにはEU拡大後のEUと欧州審議会の新たな関係について真剣に再考察していた時期でもあり、この二つの問題は常に両機関間のハイレベル会合においても取り上げられていました。このような時期に欧州に滞在し、欧州審議会の事務局、EU加盟国及び加盟候補国の外交団、さらには欧州委員会の欧州審議会担当官等から様々な見解を聞くことができ、EUの進展を側面から傍観することができたことは大変貴重な経験であったと思っています。

基本権憲章に関しては、欧州人権条約との抵触が生じないように、欧州審議会の代表もその策定のためのコンヴェンションに参加していましたが、将来的にはEU（より正確には国際法人格を持つEC）が欧州人権条約に加入することを欧州審議会、欧州議会、欧州委員会が支持してきました。これは理事会で一部EU加盟国が反対していたため実現しなかった経緯がありますが、2002年初頭あたりから欧州司法裁判所長官がEUの欧州人権条約加入に個人的に賛成するようになり、また2002年後半に欧州審議会閣僚委員会の議長国を務めたルクセンブルグがEUと欧州審議会、欧州司法裁判所と欧州人権裁判所の関係強化を図ったりしたことなどの結果、近い将来EUが欧州人権条約に加入する可能性も徐々に高まっていると考えられているようです。

ご存知の通り、欧州審議会は民主主義、人権擁護、法の支配を3大原則として1949年にストラスブールに設立された欧州機関ですが、ベルリンの壁崩壊以降、中東欧諸国が相次いで加盟し、私の任期中には、アルメニア、アゼルバイジャン（2001年1月）、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ（2002年4月）が加盟して欧州44カ国をメンバーとする文字通り

汎欧州機関となりました（今年4月にはセルビア・モンテネグロが加盟して現在45加盟国）。こうした加盟討議の場にも居合わせましたが、EUに先駆けて東への拡大を実現した欧州審議会の例がEU拡大の参考となっており、コペンハーゲン・クライテリア策定の際にも欧州審議会の加盟条件が参考にされた事に鑑みれば、大変興味深い経験であったと思います。

来年のEUの東への拡大を前に、今後のEUと欧州審議会との関係については、EU憲法の中に明記することも検討されていますし、欧州審議会の第3回首脳会議においても検討される予定となっていますが、1989年以降中東欧諸国の民主的安定の役割を担ってきた欧州審議会が今度のEU拡大を機に一つの転換期を迎えるのではないかという印象を受けています。

欧州審議会は今後も汎欧州機関として特にEUの隣国関係において役割を担っていくものと考えられていますが、その意味でコーカサスや南東欧地域における欧州審議会の活動EUとの共同プログラムや両機関の協力関係について調査することができたことも大きな収穫であると考えています。こうした地域においてはEU、OSCE、NATO、欧州審議会といった機関がそれぞれに活動を行っていますが、各機関がいかに協力しながら役割の補完性を維持していくかという問題は今後も着目していくに値するテーマだと思っています。

4. 新入会員の紹介

	氏名	所属	専攻
1.	山村 延郎	金融庁金融研究研修センター研究官	E
2.	山岸 和彦	弁護士	L
3.	坂田 豊光	コメルツ銀行東京支店外国為替部長	E
4.	古谷 俊行	筑波大学祭学院人文社会科学研究科（在学）	P
5.	小野田 摂子	島根県立大学総合政策学部助教授	P
6.	千色 菜穂子	国連広報センター・インターン	P
7.	井上 直子	東大大学院経済学研究科博士課程後期（在学）	E
8.	松本 定	鎌倉女子大学短期大学部教授	P

9 .	藤川 鉄馬	住友信託銀行	E
10 .	木村 崇之	杏林大学総合政策学部客員教授	P
11 .	大須田 裕	三井住友セットマネジメント	E
12 .	山道 茂樹	関西外国語大学教授	E
13 .	芝崎 祐典	東大大学院総合文化研究科博士課程 (在学)	P
14 .	杉山 さやか	慶應義塾大学大学院修士課程 (在学)	P
15 .	土屋 浩一郎	同上	P
16 .	福井 英次郎	同上	P
17 .	大西 威人	近畿大学経済学部	E
18 .	相原 秀哉	慶應義塾大学大学院修士課程 (在学)	P
19 .	下斗米 美哉	同上	P
20 .	川島 春樹	同上	P
21 .	黒田 友哉	同上	P

5 . 2003年度研究大会 (暫定) プログラム

共通論題「EU の拡大」			
第1日 (11月1日)			
分科会 (13時 - 14時50分 : 報告時間各20分)			
区分	報告者	論題	司会者
A	(1)小久保康之 (静岡県立大)	キプロスのEU加盟と南北キプロス 問題への影響	白井実穂子 (駒沢女子大)
	(2)八谷まち子 (九州大学)	EUの「飛躍的拡大」とトルコ	同上

	(3) 蓮見雄 (立正大学)	拡大 EU 中のロシア カリーニン グレード問題	同上
B	(1) 岡部みどり (東大・院)	EU「ヒトの移動」管理政策の戦略的 側面	三露久男 (日本大学)
	(2) 井上直子 (東大・院)	イタリア・スロヴェニア国境を挟む 協力:「ゴリツィア、ノヴァ・ゴリツィア、 シエムペテル・ヴルトイバ、発展のた めの和解プログラム」の分析から	同上
	(3) 三浦信孝 (中央大学)	フランス政治哲学における欧州問題	同上
C	(1) 武田健 (早大・院)	欧州委員会の組織的病理 - 官僚政治 と行政文化 -	福田耕治 (早稲田大学)
	(2) 中野聡 (豊橋創造大)	欧州社会モデルとソーシャルダイア ログ - “ユーロコーポラティズム” の 形成?	同上
	(3) 鈴木邦成 (文化女子大)	欧州郵便市場統合をめぐる郵政事業 の変化	同上
休憩 (10分)			
全体セッション (15時 - 17時)			
	報告者	論題	司会者
(1)	羽場久み子 (法政大学)	EUの拡大と中・東欧の課題 国家、民族、安全保障	田中俊郎 (慶應義塾大学)
(2)	未定	未定	小室程夫 (神戸大学)

総会（17時 - 17時15分）		
懇親会（17時30分 - 19時30分）		

第2日目（11月2日）		
午前の部 10時 - 12時		
報告者	論題（報告時間各30分）	司会者
(1) 田中宏 （立命館大学）	EUの東方拡大と東欧のEU加盟 拡大理論の手がかりを探す	円居総一 （日本大学）
(2) 鈴木一人 （筑波大学）	EUの拡大と共通防衛安全保障政策にお ける制度の柔軟性：「能力問題」を中心に	辰巳浅嗣 （阪南大学）
昼食・休憩 / 理事会（12時 - 13時）		
総会（13時 - 13時15分）		
午後の部 13時15分 - 15時15分		
報告者	論題（報告時間各20分）	司会者
(1) 植田隆子 （国際基督教大学）	EUの拡大と共通外交安全保障政策	大隈宏 （成城大学）

(2) 村上直久 (長岡技術科学大学)	欧州統合をめぐる米国の論理 - 歴史的变化と拡大への影響 -	同上
(2) 中村英俊 (長崎シーボルト大学)	「民生パワー」概念の再検討 EUの対イラク政策を事例として	同上

6. お知らせ 原稿募集

次号のニューズレター原稿を以下のとおり募集します(ただし無報酬)。

横書き1000字程度。事務局まで添付ファイルでお送り下さい。締切は、2003年11月末日必着とします。なお、原稿多数の場合は掲載が次々号以降になることもあります。

「大学(研究所)に赴任して」(過去2年以内)欄の原稿

「研究の視角 若手研究者に聞く」欄の原稿(40歳未満の大学・短大の専任講師、非常勤講師、助手や研究所研究員等の方)

「在外研究からの帰国報告」欄(3か月以上の在外研究を経て、2002年1月1日以降に帰国された方)

その他(随時受け付け、事務局で検討の上掲載いたします。ご要望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい)。

《本紙掲載記事等の無断転載を禁じる》